

2020年4月23日

山形県知事  
吉村 美栄子 様

日本労働組合総連合会  
山形県連合会（連合山形）  
会長 小口 裕之

### 新型コロナウイルス感染症による雇用確保等に関する緊急要請

貴職におかれましては、当連合会の諸活動に格段のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国内で急速に感染が拡大している新型コロナウイルス（以下、新型肺炎）は、県内においても感染の深刻さが増し、県民の日常生活にも支障をきたしております。同時に地域経済の縮小が懸念され、社会全体の士気も低下しています。

このようなことから、本件の各事項について十分検討を行い、感染流行の長期化に備え、障がい者や外国人労働者を含むすべての労働者の雇用対策に万全の対応をいただくとともに、速やかに支援措置を講じられるよう強く要望いたします。

また、新型肺炎感染症への感染拡大防止策や企業・労働者等に対する支援策が多岐に亘る内容となっていることから、県民の理解促進と各種対策に対する実効を挙げていくため、広報誌「県民のあゆみ」等を活用した情報発信を積極的に行なうよう要請します。

#### 記

#### I. 雇用に関する総合対策

企業においては、外出自粛等の感染拡大防止策によって、あらゆる業種で経営状況が急激に悪化しています。

特に中小企業（以下、企業）においては、業績が悪化し資金繰りに行き詰まるなど、苦境に直面し事業の継続が危ぶまれる状況にあります。この状態が長引けば、収益悪化によって経営破綻に追い込まれ、失業者が増加する事態になりかねず、現下において、雇用の不安定かつ危機的状態を乗り越えるためには、緊急かつ重点的な支援が必要不可欠であります。

このような中、「緊急経済対策」を盛り込んだ補正予算案が、月内中に国会で成立する見通しにあり、これに計上されている「地方創生臨時交付金」は、各自自治体の判断で用途を決めることができることになっています。

このことから、県においては、この「地方創生臨時交付金」を活用した補正予算の編成にあたり、中小企業支援と雇用対策に強力かつ重点的な予算措置を行うこと。

## II. 雇用確保のための支援策

1. 企業は、事業の休止や事業活動の縮小などを余儀なくされており、事業の存続自体が危ぶまれています。また仕入れや経費の支払いなどに使用できる手元資金が1カ月分程度とされる経営基盤の脆弱な企業において、解雇や賃金未払いなど、労働者への影響を何としても回避しなければなりません。

このことから、経営状態が急速に悪化している企業に対し、資金繰りに窮する事態を回避するため、地域金融機関を中心に貸付制度における融資枠のさらなる拡大と返済期限猶予の延長、迅速な対応等を要請していただきたい。また、政府の「緊急経済対策」では、中小企業に最大200万円、個人事業主へ最大100万円を給付する政策が導入されますが、県においてはこの給付金に加え、緊急の資金繰り支援策として、手元資金相当分を給付すること。

今後も、この状態が長期化することも想定し、引き続き経営破綻しないよう資金繰り支援など緊急支援策を講じること。

2. 「雇用調整助成金」の特例措置は、助成金の対象となる雇用労働者の範囲や利用条件が緩和されるとともに、支給日数の上限や助成率も引き上げられ「休業手当」の9割まで助成されることとなりました。

つきましては、労働者の生活を守り、企業負担を軽減するため、中小企業の「雇用調整助成金」は「休業手当」と同額を支給するとともに、助成金の1日当たりの上限「8,330円」を撤廃するよう、制度の改善を厚生労働省に要望すること。

3. 経営状況が悪化している企業に対し、従業員の雇用を維持するよう、上記1、2の新型肺炎に関する支援制度など、当該企業が利用できる政府や自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、各種支援が早急かつ確実に受けられるようサポートすること。

4. 前Iの状況から企業が「休業手当」を支払うことは、負担が大きいと認識します。

しかしながら、「休業手当」は労働基準法で最低限の生活ができる水準として、最低補償を平均賃金の6割と定めていることから、この水準では休業中の労働者の生活が破綻する恐れがあります。

このことから、「休業手当」は、休業前の平均賃金を補償されるよう制度の改善を厚生労働省に要請すること。

5. 緊急対応策のひとつとして、国民健康保険等においても、市町村が条例を制定すれば、国が特例的に財政拠出を行い、新型肺炎に感染するなどした被用者に「傷病手当金」を支給できることとなりました。支給の対象者は、国民健康保険加入の労働者、具体的にはパートタイマーや兼業者等となりますが、新型肺炎感染により休業しなければならなくなった労働者の生活を救済すべく、各市町村に対し条例を制定するよう指導すること。

### Ⅲ. 安全衛生対策

1. 企業における感染予防措置については、労働者に対する「安全配慮義務」により、職場で感染リスクを評価し、対策を講じているものと想定しています。

具体的には、多くの事業所では安全衛生委員会を設置し、手洗い、アルコール消毒の徹底や換気など、基本的な対策を講じていますが、マスクが品薄状態のため着用することができない労働者が多数存在しています。

このことから、企業に対し、引き続き就業中の全ての労働者の健康保持に注力するとともに、消毒液とマスクの調達・配備と、その使用を要請すること。

2. 妊娠中の女性労働者については、「妊娠前後に新型コロナウイルスに感染したとしても、経過や重症者は妊娠していない方と変わらないとされている」との医学的知見が示されているものの、感染を心配する妊娠中の女性労働者の離職や、不妊治療の中断につながっているという事象が全国的に報告されています。

このことから、企業に対し、厚生労働省が4月1日に報道発表した「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」に基づき、当該労働者が休みやすい環境の提供、在宅勤務などが促進されるよう、支えが必要な当該労働者の安心確保をはかるよう協力を要請すること。

3. 新型コロナウイルスの感染拡大により、業種・職種間で労働時間にも格差が生じており、需要の減などにより労働時間が減った労働者がいる一方で、需要が増加し長時間労働となっている業種もあります。過重労働を防止するためにも、特に生活に必要な施設（企業）に事業継続を要請する場合は、営業時間の短縮や人員の確保など徹底すること。

### Ⅳ. 生活困窮者への支援

休業等による賃金の減収や、学校の休校により子どもの食費負担が増加し、不安な生活状態に置かれています。

このことから、生活貧困者が生活資金に逼迫している状態にある時は、生活の安定をはかるための資金支援を迅速に行われるよう市町村、社会福祉協議会と連携し対応すること。

以上